

第10次 南相馬市交通安全計画

◎ 計画策定の目的（P1）

第1章

～～ 交通事故のない社会を目指して交通安全対策全般にわたる
総合的な施策を推進し、市民の安全確保を図ることを目的とする ～～

◎ 計画の基本理念（P1）

- 1 交通事故の無い社会を目指して
- 2 市民参加の推進
- 3 関係機関や団体相互の連携・協力の推進
- 4 効果的・効率的な対策の推進

◎ 計画期間（P1）

平成29年度から平成32年度までの4年間

※第9次計画が平成27年度と平成28年度の2年間としたため、平成29年度から4年間の計画策定とします。

◎ 目標（P5）

第2章

- ・年間の交通事故死者数をゼロとする。
- ・年間の交通事故件数を計画期間末までに1,300件以下とする。

目標達成のために講じようとする施策

《道路交通安全についての対策》

I 対策の重点（P6）

- 1 高齢者及び子どもの交通事故防止
 - (1) 高齢者の交通事故防止
 - (2) 子どもの交通事故防止
- 2 自転車の安全利用
自転車運転者講習制度について
- 3 シートベルトの着用の徹底
- 4 交通安全意識の向上
- 5 復旧・復興事業関連の交通事故防止

II 分野別施策（P9）

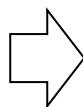
- 1 交通安全思想の普及徹底
- 2 道路交通環境の整備
- 3 道路交通秩序の維持
- 4 救助・救急活動の充実
- 5 被害者支援の充実と推進

◎ 目標（P21）

第3章

- ・踏切事故件数ゼロとする。

目標達成のために 講じようとする施策



《踏切道での交通安全施策》

- 1 踏切道の構造の改良の促進
- 2 踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置